

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「新しい価値と満足を顧客に、新鮮で高質な情報を生活者に、ゆとりと感動のある生活を社員とともに」を企業理念としており、コーポレート・ガバナンスを「企業理念の達成を通じた中長期的な企業価値の向上のための要諦」と位置付けています。

経営の透明性・公正性・迅速性を図り、次の考え方に基づきコーポレート・ガバナンスを充実することにより、株主やクライアント企業をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーの利益に配慮のうえ、中長期的な企業価値の向上および株主価値の最大化の実現に努めます。

- ・社会に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施を重視いたします。
- ・変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ります。
- ・健全な企業倫理に基づくコンプライアンス体制を構築し、各ステークホルダーの信頼を得て、事業活動を展開いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社パートナーズ	471,100	29.35
浅井 一	203,000	12.65
浅井 亮介	90,000	5.61
浅井 昇平	90,000	5.61
本間 広則	56,300	3.51
古瀬 博	47,500	2.96
株式会社北海道銀行	42,000	2.61
アライドアーキテツ株式会社	40,000	2.49
森岡 幸人	30,000	1.87
株式会社北洋銀行	30,000	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無 浅井 一

親会社の有無 なし

補足説明

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中辻 峻		祖母井・中辻法律事務所 代表	弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけることを期待したためであります。 また、同氏は社外取締役として独立性を有し、独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、小規模組織に適した内部監査機能を確保するべく、内部監査の専任部門設置に代えて代表取締役が内部監査責任者2名を任命し、内部監査責任者が、監査役及び監査法人と連携を図りながら内部監査計画の策定及び内部監査の実施を行っております。内部監査責任者は、管理部を除く部門の監査は管理部担当執行役員が、管理部の監査は管理部担当以外の執行役員が任命され、また、内部監査内容及び結果はすべて代表取締役及び監査役、並びに取締役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤井 孝司	他の会社の出身者													
桶川 幸一	他の会社の出身者													
宮下 直樹	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 孝司			金融機関における豊富な経験及び見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、当社の監査体制強化を図ってきたため選任しております。 また、同氏は社外監査役として独立性を有し、独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。
桶川 幸一			会計・税務の実務経験、上場企業等へのコンサルティング業務、様々な業種の企業に対する投資経験を有していることに加え、取締役や監査役としての豊富な経験及び見識を有しており、独立した客観的な立場で、監査役会及び取締役会の監督機能の向上に貢献できるものとして社外監査役として選任しております。 また、同氏は社外監査役として独立性を有し、独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。
宮下 直樹			税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけることを期待したためであります。 また、同氏は社外監査役として独立性を有し、独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与として、業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、業績を勘案して役員賞与を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役別に当期の支給額の総額を開示しております。
2025年6月期 取締役5名に支払った報酬 63,470千円(うち社外取締役1名 1,200千円)
2025年6月期 監査役3名に支払った報酬 4,200千円(うち社外監査役3名 4,200千円)

1. 上記の記載金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与額を含んでおりません。
2. 事業年度末現在の人数は、取締役5名(うち、社外取締役1名)、監査役3名(うち、社外監査役3名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

a.基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬は職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。また、取締役の報酬は毎月の固定報酬のほか、業績を勘案して年1回役員賞与を支給することがある。

b.個別固定報酬に関する方針
株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、成果実績及び社会情勢等を総合的に勘案して取締役会で決定する。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあるため、業績要素を一切加味しない月額固定報酬とする。

c.業績連動報酬等に関する方針
業績連動報酬は賞与のみとし、金銭による年1回支払いを検討する。支給基準は会社業績及び個人の業績評価制度に基づき算定するため、支給しないこともある。

d.非金銭報酬等に関する方針
該当事項はありません。

e.報酬等の割合に関する方針
賞与を支払う場合、固定報酬と賞与の割合は9対1とする。

f.報酬等の付与時期や条件に関する方針
固定報酬の支払い基準は、事業計画、職務内容、職責、成果実績及び社会情勢等を考慮し、毎月金銭により支給する。
賞与の支払い基準は、会社業績及び個人の業績評価制度により、支給する場合は年度末に支給する。

g.報酬等の決定の委任に関する事項
取締役会で審議し決定するため、委任しない方針。

h.上記のほか報酬等の決定に関する事項
取締役会で審議のうえ決定する。
報酬限度額につきましては、2006年9月21日開催の定時株主総会において、年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議、当該株主総会最終時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の報酬について

当社の監査役報酬は、金銭による基本報酬(固定報酬)のみとなっており、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、限度額の範囲内で各監査役の報酬の具体的な金額については、監査役間の協議により決定しております。

監査役報酬限度額につきましては、2006年9月21日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部が行っており、取締役会などの重要会議の資料配布に当っては、検討時間が確保できるよう、早期配布に努めております。また、社外監査役をサポートする部署および担当者は常設しておりませんが、監査役の職務遂行を補助する体制が必要な時には、取締役と協議する旨を監査役会規程に規定しております。また、監査役会の事務局は管理部が務めております。各監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定の状況を把握するとともに必要に応じて意見を述べ、取締役はその意見に対して明確な回答を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに業務遂行と監督の分離を志向し、執行役員制度を導入しています。

1) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、代表取締役 浅井一を議長として原則月1回の定例開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社規程に定められた経営に関する重要事項を決議し、業務執行の進捗確認及び各執行役員の業務執行を監督しております。

2) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、常勤社外監査役藤井孝司を議長として、原則月1回の年12回程度開催しております。

監査役は、監査役会規程に基づき策定された監査方針及び監査計画によって会計監査及び業務監査を実施しているほか、取締役会の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。また、取締役会及び重要な会議への出席、会社の会計帳簿及び会社財産の調査、並びに各部門の業務執行状況を調査して、不正行為または法令もしくは定款、規程に違反する事実の発生防止に努めております。

3) 会計監査人

当社は、監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任して監査契約を締結しており、会計処理や決算内容について監査を受けております。

4) 内部監査責任者

当社は、小規模組織に適した内部監査機能を確保すべく、内部監査の専任部門設置に代えて当社グループ全体を司る代表取締役が内部監査責任者2名を任命し、内部監査責任者は、監査役、会計監査人とも連携を図りながら内部監査計画の策定及び内部監査の実施を行っております。内部監査責任者は、管理部を除く部門の監査は管理部担当執行役員が、管理部の監査は管理部担当以外の部長が任命され、内部監査内容及び結果はすべて代表取締役及び監査役、並びに取締役会に報告しております。

5) 法令遵守責任者

当社は、法令遵守の重要性を十分に認識し、日常の業務遂行において法令違反の発生がないように万全を期しております。法令遵守の徹底についての責任者を設定し、日常業務の遂行において法令遵守について疑義が生じたときには社員は法令遵守責任者の指示に従うこととしております。

6) 法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会

万が一、法令違反の事実が発生した場合には、直ぐに法令違反調査委員会により事実関係の調査を実行し取締役会に報告することとしております。また、法令違反調査委員会の調査報告をもとに、法令違反再発防止委員会により速やかに再発防止対策を検討し取締役会に報告し、取締役会が再発防止対策及び実施責任者を決定し実行いたします。法令違反調査委員会及び法令違反再発防止委員会の委員には、監査役が参加することとしております。

7) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。当該責任免除が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

8) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は小規模組織であることの長所を十分に活かし、当社グループの状況の変化、環境の変化、並びに金融商品取引法等の要請事項について迅速に対応するべく、社外取締役および社外監査役を選任、執行役員制度の運用、監査役及び内部監査の充実を図ることにより、経営に対して適切な監督を行えるようにしております。また、社外取締役1名及び社外監査役3名の全員を独立役員に指定しており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監査できる立場を保持しております。これにより、十分な経営の監視・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であることから、株主総会の集中日開催については該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	2008年開催の定時株主総会よりインターネットによる議決権行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料など、決算・業績に関する情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役執行役員をIR担当取締役に任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの利益を尊重するとともに、すべてのステークホルダーに対して法令を遵守したうえでの公平かつ適時適切な情報開示を行うこととし、経営の透明性の実現に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針を取締役会において定めており、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスの強化に取り組み、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することを基本方針としております。当社グループは、当社の企業理念及び経営方針に基づき、株主、取引先、従業員その他のステークホルダーとの信頼関係を重視し、持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、各種内部統制システムを整備しております。

【整備状況】

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、倫理規程、コンプライアンス規程その他の社内規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員が法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守することの徹底を図っております。また、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス管理者を定め、コンプライアンスに関する教育・研修及び周知活動を継続的に実施しております。

法令違反その他コンプライアンス上の問題が発生した場合には、事実関係の調査及び再発防止策の検討を行い、取締役会及び監査役に報告する体制を整備しております。

内部監査責任者は、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令、定款及び社内規程への準拠状況並びに内部統制システムの整備・運用状況について監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。

当社は、内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び従業員が法令、定款、社内規程又は社会規範に違反する事実又はそのおそれを認識した場合に、適切に通報又は相談できる体制を構築しております。通報・相談者が当該行為を理由として不利益な取扱いを受けないことを社内規程に定め、当社グループ全体に周知しております。

監査役は、取締役及び従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実又はそのおそれがないかを監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、適切に保存・管理してお

ります。

取締役及び監査役は、職務執行の監督又は監査のために、これらの文書又は電磁的記録を常時閲覧できる環境を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程その他の社内規程に基づき、当社グループにおける事業上、財務上、法務上、情報セキュリティ上その他のリスクを把握・評価し、適切に管理する体制を整備しております。代表取締役をリスク管理責任者とし、重要なリスクについて担当部門又は担当役員を定め、対応状況を取締役会及び監査役に報告する体制としております。

当社は、常勤取締役及び執行役員によるミーティングを定期的実施し、日々の業務執行の進捗並びに当社グループを含む問題点とその対策を協議することにより、当社グループに関するリスクを網羅的・総括的に管理し、潜在的なリスクの発見とその顕在化の未然防止及び顕在化したリスクへの迅速な対処を行っております。

重大な事故、災害、不祥事、情報セキュリティインシデントその他緊急事態が発生した場合には、緊急対応体制を設置し、損害及びその拡大の防止並びに速やかな取捨に向けた対応を行うこととしております。

自然災害、感染症、システム障害その他事業継続上のリスクに対応するため、BCP(事業継続計画)を整備し、必要に応じて見直しを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程その他の社内規程に基づき、職務分掌、権限、責任及び決裁基準を明確にしており、これらの規程は、必要に応じて適時見直しを行っております。

取締役会は、経営方針・経営計画その他経営上の重要事項を審議・決定するとともに、毎年度の月次予算実績分析を実施し、取締役の職務執行状況を監督しております。

当社グループは、経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに実績分析を通じて、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を整備しております。

定期ミーティングを通じて取締役及び執行役員間の情報共有を徹底し、重要事項について迅速かつ適正な意思決定を行う体制としております。

内部監査を実施し、取締役の職務執行が法令、定款及び各規程並びに経営計画に準拠して効率的に行われているかについての確認を行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループに共通して適用される行動規範、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備し、当社グループ全体において法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守する体制を整備しております。

当社の取締役又は部長等が各子会社の取締役を兼任し、子会社の事業内容や規模等に応じた経営管理体制を整備・統括しております。当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社の取締役会において協議のうえ決議しております。

管理部門は子会社の経営状況を定期的に取締役会に報告するとともに、子会社からの報告、関係部署による確認その他適切な方法により子会社における業務の適正性を把握し、必要に応じて改善を求めています。

子会社においても当社と同様に内部通報制度を利用できる体制としております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその独立性の確保

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役が監査役と協議のうえ当該使用人を選定し、監査役の職務を補助させる体制としております。当該使用人は、監査役の職務を補助する業務に関して、取締役その他業務執行部門からの指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとしております。

(7) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告者保護の体制

当社グループの取締役及び従業員は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された重要な事実その他監査役の監査に必要な事項を、遅滞なく監査役に報告する体制としております。

監査役は、当社グループの取締役及び従業員に対し、業務執行状況その他監査に必要な事項について報告を求めることができます。

内部監査責任者は、内部監査の計画、実施状況及び結果について、定期的に又は必要に応じて監査役に報告しております。

監査役に報告した当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程に定め、周知徹底しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の状況及び職務執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、代表取締役と定期的に又は必要に応じて会合を持ち、経営方針、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題その他必要な事項について意見交換を実施しております。

監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と連携し、必要に応じて内部監査及び会計監査の状況について報告を求めています。

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、当該費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないとい認められる場合を除き、これを負担しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断し、不当要求その他の接触があった場合には、いかなる場合も毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。反社会的勢力への対応は、組織全体として行うこととし、外部の専門機関と連携した対応体制を構築しております。

【整備状況】

当社は、反社会的勢力対策規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員に周知しております。

不当要求等が発生した場合には、警察、弁護士その他の外部専門機関(公益財団法人北海道暴力追放センター等)と連携し、組織的かつ毅然とした対応をとる体制としております。

日常の業務において反社会的勢力との関係を遮断するため、取引先等の審査・確認の仕組みを整備しております。

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

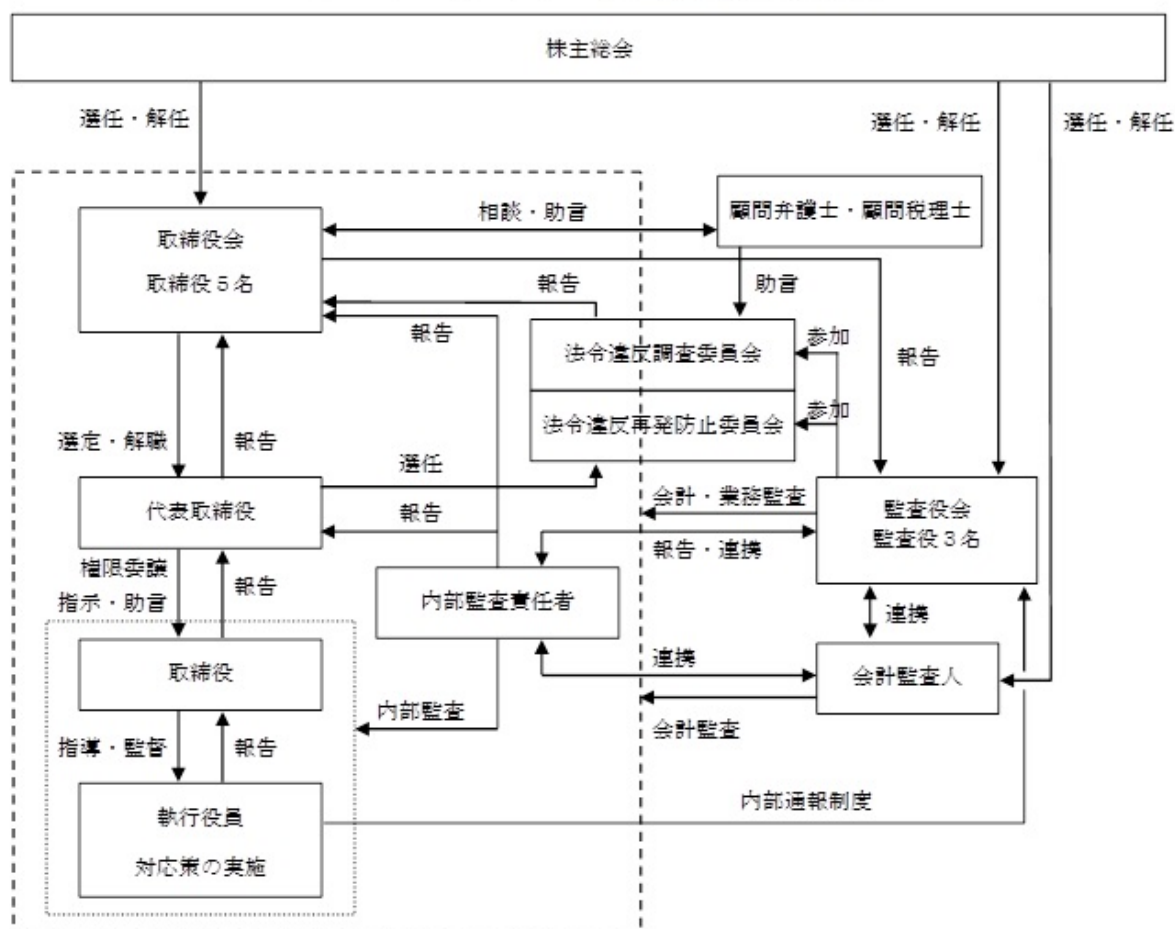
なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。また、現時点で導入を予定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制図



適時開示体制の概要図

